

北海道消費生活条例で規制する不当な取引方法について

# 5分でわかる悪質商法規制

～知って、伝えて、未然に防ぐ～

## 知る

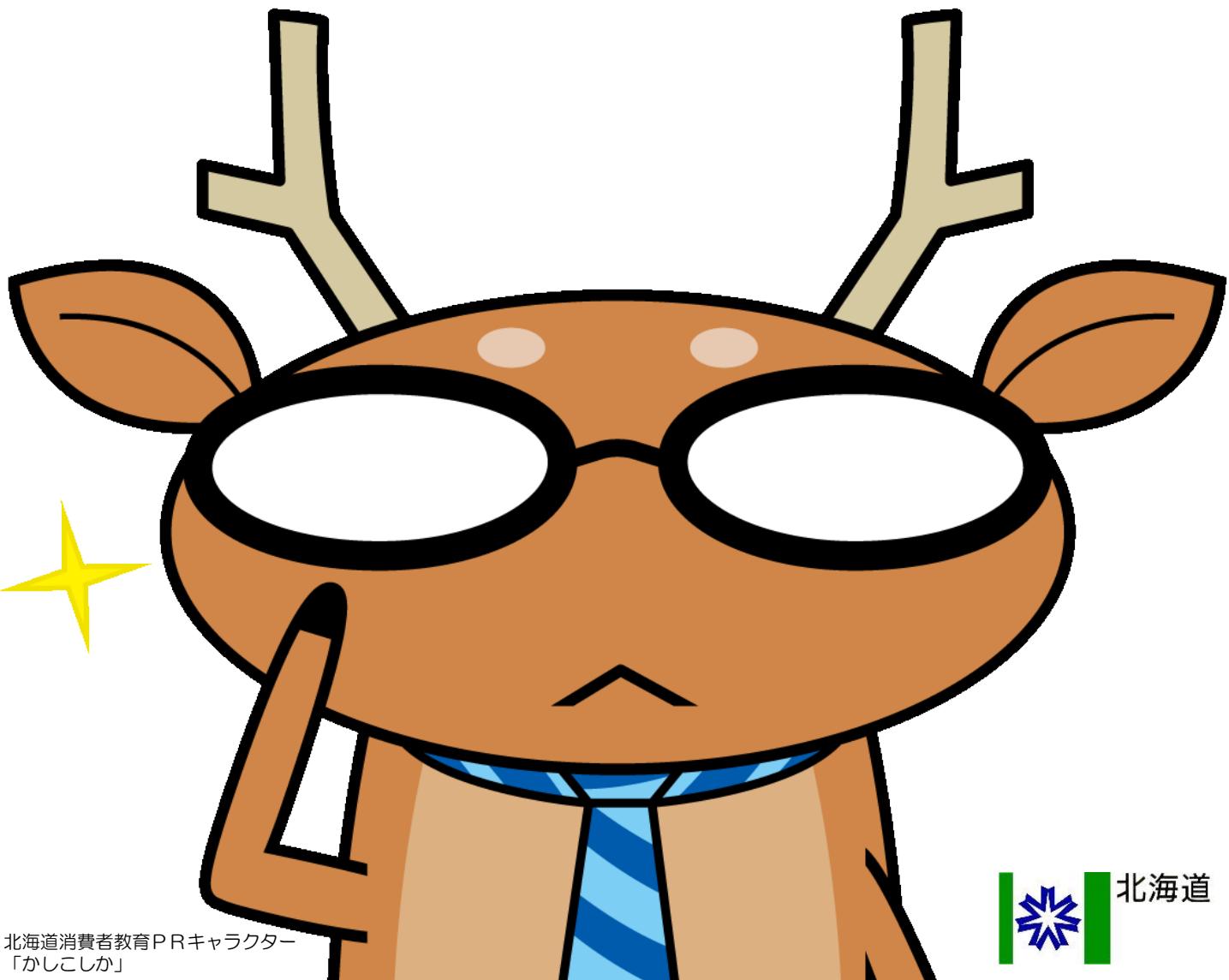
～条例で規制する不  
当な取引方法につい  
て、まずはイラスト  
からご覧ください～

## 伝える

～狙われやすい高齢  
のご両親、成人を迎  
えるお子様にぜひお  
伝えください～

## 防ぐ

～怪しい勧誘に遭遇  
したらちょっと待っ  
て、裏面の相談窓口  
にご相談ください～



# これが不当な取引方法です！



北海道消費生活条例では、「不当な取引方法」として次の9つの行為を禁止しています（条例第16条第1項第1号～第9号）。

## 1 不当な接近・消費者の意思に基づかない勧誘

### ◆目的を隠して近づくことや、消費者が望まない勧誘をしてはいけません。

（例）

- ・勧誘目的を隠して消費者に近づき勧誘する行為
- ・消費者の承諾なく電子メールやファクシミリで広告を送る行為



## 2 適合性原則違反・判断力不足便乗行為

### ◆消費者の状況に配慮しない契約や判断力の不足につけ込んだ勧誘をしてはいけません。

（例）

- ・知識や経験、収入、健康状態など消費者の状況に照らしてふさわしくない契約をさせる行為
- ・消費者の判断力不足につけ込んで勧誘する行為



## 3 消費者を誤認させる行為

### ◆「だまし」のテクニックはいろいろ。

（例）

- ・商品の内容や取引条件などについて、重要なことを告げない行為及び紛らわしい表現や事実と異なることを言って消費者を誤認させる行為
- ・国、地方公共団体や著名な法人、団体の関与を得ていると消費者を誤認させる行為



## 4 自由な意思の形成を妨害する行為

### ◆人の弱みにつけ込んで消費者の判断を歪めてはいけません。

（例）

- ・不幸の予言など心理的に不安な状態に陥らせる言動を用いて勧誘する行為
- ・勧誘を拒否しているのに勧誘する行為
- ・訪問販売お断りステッカーを貼っているのに無視して訪問し勧誘する行為
- ・迷っている消費者に決断を強要する行為
- ・消費者に迷惑を覚えさせるような方法を用いて勧誘する行為



## 5 不当な内容の契約

◆契約書にウソを書くことや、消費者に一方的に不利な内容で契約させてはいけません。

(例)

- ・虚偽の内容を契約書に記載する行為
- ・消費者に一方的に不利な内容の契約を締結させる行為



## 6 債務履行の不当な強要

◆どんな行為もガマンしないといけない、ということはありません。

(例)

- ・おどして代金の支払や返済を強要する行為
- ・根拠のない請求をする行為



## 7 債務の不履行

◆消費者と約束したことは必ず守らなければなりません。

(例)

- ・期限を過ぎて、消費者からの催促を受けても契約の履行のための対応をとらない行為
- ・すぐに着手しないと期限内に間に合わないので正当な理由なく債務の履行に着手しない行為



## 8 契約解除等への不当な妨害

◆契約を解除し返金を受ける消費者の権利を妨げてはいけません。

(例)

- ・クーリング・オフ※など、消費者が正当な権利に基づいて行う契約の解除を妨げる行為  
※クーリング・オフ：特定の取引について、一定の期間内であれば、消費者から一方的に申込の撤回や契約の解除を認める制度



## 9 不当な与信行為

◆悪質商法を助長するクレジット契約は禁止です。

(例)

- ・与信契約による信用の供与が消費者の返済能力を超えることが明らかなのに、当該与信契約を締結させる行為
- ・消費者を誤認させる情報を提供して、与信契約の締結を勧誘する行為



不当な取引方法に困ったら、お近くの消費生活相談窓口にご相談ください！  
相談窓口の連絡先は本リーフレットの最後をご覧ください！



特に被害に遭いやすい高齢者・若年者は要注意！  
高齢のご両親や成人を迎えるお子さんにはぜひ教えてあげてほしいわ！



消費者契約法の改正を踏まえ、北海道消費生活条例施行規則を改正し、以下の行為も禁止されていることを明確化しました（令和2年4月1日施行）。

## ◆ 契約前なのに強引に代金を請求する等の行為

契約締結前にその債務内容の一部又は全部を実施し、又は契約締結を目指した事業活動を実施してその対価等を求めることにより、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為



## ◆ 消費者はどんな理由でもキャンセルできないとする内容の契約を締結させる行為

消費者による契約の解除等の権利を放棄させ、又はその権利の有無を決定する権限を事業者に与える内容の契約を締結させる行為



## ◆ 事業者は責任を負わないとする内容の契約を締結させる行為

事業者の債務不履行等についての損害賠償責任の有無を決定する権限や、その限度を決定する権限を事業者に与える内容の契約を締結させる行為



## ◆ 成年後見制度を利用すると契約が解除されてしまうとする内容の契約を締結させる行為

消費者が後見開始等の審判を受けたことのみを理由とした契約の解除等をする権利を事業者に与える内容の契約を締結させる行為



## お困りのときは（消費生活相談窓口の連絡先について）

### ●道立消費生活センター消費生活相談窓口

☎ 050-7505-0999 （受付時間：平日9:00～16:30）

### ●消費者ホットライン

☎ 188 （お近くの相談窓口のご案内）

北海道環境生活部くらし安全局消費者安全課

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

TEL 011-204-5213 FAX 011-232-3640

URL <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/index.htm>

※リーフレットのPDFデータは上記HPをご覧いただけます。

【本リーフレット中「かしこしか」及び「ちえこさん」以外のイラストは、リーフレット「不当な契約は無効です！-早わかり！消費者契約法-」（消費者庁）及び消費者庁イラスト集から引用しています。】

【令和2年(2020年)3月作成】